

さいたま市立学校児童・生徒・保護者向けイベント等案内の市ホームページ掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市教育委員会（以下「委員会」という。）が市ホームページに児童・生徒・保護者向けイベント、作品募集及び啓発情報等の案内（以下「案内」という。）を掲載する際の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 案内を掲載できる対象は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 委員会のほかさいたま市の執行機関が作成したもの
- (2) 委員会の後援等の承認を受けている事業に関するもの
- (3) 国又は地方公共団体（さいたま市の外郭団体等を含む。）が主催する事業で、その事業に係るある事務を所管しているさいたま市又は委員会の課所等（以下「関係課」という。）が掲載を認めたもの
- (4) 上記以外で、関係課が教育的に有用と認めたもの

(掲載基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当するものは、案内の掲載を行うことができない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するもの
- (2) 委員会の政治的、宗教的中立性を損なうと判断されるもの
- (3) 特定の思想、史観又は主義主張の普及宣伝に利用されると判断されるもの
- (4) 専ら営利を目的として行われるもの
- (5) その他案内の掲載上、不適切と判断されるもの

(掲載)

第4条 市ホームページへの案内の掲載は、関係課が行うものとする。

(掲載の申請)

第5条 市ホームページへの案内の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）は、委員会及びさいたま市の執行機関を除き、関係課に申請するものとする。

2 申請時に提出するものは次の各号に定めるものとする。

- (1) 掲載する案内の画像データ
- (2) その他関係課等が必要と認めるもの

3 申請の受付期間は、原則として、掲載希望日の3週間前までとする。

4 関係課は、掲載希望者に対し申請内容の修正を指示、又は自ら修正することができる。とともに、追加資料の提出を求める等の必要な指示をすることができる。この場合において、掲載希望者が修正の指示等に従わない場合には、関係課は案内掲載を行わないことができる。

(案内の画像データの規格)

第6条 前条第2項第1号で定める画像データの規格はJPG、GIF、PNGのいずれかの形式と

し、次の各号に定めるものを提出するものとする。

(1) 横 120 ピクセル×縦 120 ピクセルで 200 キロバイト以下の画像データ

(2) 前号の原本データ

(掲載方法)

第 7 条 案内を掲載する日は、毎月第 2 金曜日及び第 4 金曜日とする。ただし、掲載をする日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日を掲載する日とする。

2 案内を掲載する期間は、開催等の期日があるものにあつては期日終了月まで、開催等の期日がないものにあつては当該年度末までとする。

(掲載の周知)

第 8 条 案内掲載の周知は、前条第 1 項に規定する日にさいたま市 L I N E 公式アカウントにより行うものとする。

(掲載の取止め)

第 9 条 関係課は、案内を掲載しておくことが不相当であると認めるときは、当該掲載を取り止めるものとする。

(案内の変更及び取下げ)

第 1 0 条 掲載希望者は、自己の都合により案内の変更又は掲載の取下げを求めることができる。

2 第 5 条（第 2 項を除く。）の規定は、前項に規定する案内の変更又は掲載の取下げについて準用する。

(掲載希望者の責務)

第 1 1 条 掲載希望者は、案内に関する一切の責任を負う。

2 掲載希望者は、第三者から案内に関連して苦情の申立て、損害賠償の請求等がなされた場合は、全て自己の責任及び負担において解決しなければならない。

3 掲載希望者は、案内が第三者の権利を侵害するものではないこと及び案内に係る財産権の全てにつき権利処理が完了していることを保証するものとする。

(その他)

第 1 2 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和 7 年 2 月 28 日から施行する。